　0112-00-01



一般社団法人日本原子力学会

奨学金基金運営規程運用細則

平成28年3月22日　第7回理事会承認

本細則は，日本原子力学会奨学金基金運営規程（0112）に基づく奨学生基金の資金運用ならびに選考方法等について定めることを目的とする。

第１章　資金運用

第１条 運用資金は会員からの寄附金等をあてる。

第２条　会員年会費の払込用紙には奨学金基金への寄付項目を設け，一口1,000円で任意口数を選んでいただくものとする。

第３条　賛助会員にも奨学金基金への寄付をお願いする。一口10,000円で任意口数を選んでいただくものとする。

第４条　フェローに対しても奨学金基金への寄付をお願いする。

第５条　寄付者に関しては，氏名を学会誌に掲載する。

第２章　選考手続き

第６条 小論文のテーマは募集の都度，奨学生小委員会で決定する。

第７条　奨学生募集要項は学会誌，ホームページで発表すると共に関係大学へ送付する。

第８条　奨学生として理事会で決定された応募者は，その結果を所属の大学とともに通知を受けるものとする。

第９条　通知を受けた応募者は，希望する貸与期間，返還義務に関する誓約書を提出するものとする。

第10条　なお，奨学生として採用された学生が日本原子力学会の非会員である場合には，学会への入会を勧め，理解を得るものとする。

第３章　その他

第11条　本細則の改定は，奨学生小委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成23年2月1日　奨学生委員会（第514回理事会）制定，平成23年4月1日施行  
奨学生小委員会を理事会の小委員会として位置づけたこと，および旧規程38の廃止（規程0304へ統合）により，旧規程38の細則1および細則2から分離独立

２　改定履歴

1. 内規を細則に変更し細則1および2を統合　平成28年2月18日　第8回総務財務委員会起案，平成28年3月22日　第7回理事会承認

附則

１　平成28年3月22日改定の細則は，平成28年4月1日から施行する。